## 委員長報告書

さる12月9日の本会議において、本委員会に付託された

議案第12号 公の施設の指定管理者の指定について

を審査するため、12月14日に委員会を開催し、慎重審査の結果、全会一致 で原案のとおり可決すべきものと決しましたので、以下その概要を報告い たします。

記

議案第12号は、すみだこども園の指定管理者として、現在の指定管理者である社会福祉法人顕陽会を、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間、引き続き指定するものである。なお、指定管理の候補者の選定にあたっては、アンケートによる保護者評価が高いこと、市職員による現地調査の評価が高いこと、当該法人の財務状況が健全であることから、公の施設の指定管理者の指定の手続きに関する条例の指定管理候補者の選定の特例規定を適用し、公募は行っていない。

委員から、同法人との協定に基づき市が登降園の送迎用バスを貸与しているが、利用者はどのくらいか とのただしがあり、1号認定の園児の送迎に使用しており、過去5年間の平均で1日あたり約37名の園児が利用している との答弁がありました。

送迎以外でのバスの使用について ただしがあり、園外保育で移動する際にも送迎用バスを使用している との答弁がありました。

送迎用バスのガソリン代はどうしているか とのただしがあり、同協定では、送迎に関する経費について市が負担するとしているが、実状は年間のガソリン代全額を市が負担している。今後は、送迎に伴うものと送迎以外のものとにすみ分けをしていきたい との答弁がありました。

2号・3号認定の園児数が定員を超えている状況について ただしがあり、働く保護者の増加により、2号・3号認定の園児が増えている。弾力

運用により、幼稚園児の受け入れ枠が保育園児の受け入れ枠に移行することにより、施設定員内に収まっている との答弁がありました。

現地調査では誰がどのようなことをするのか とのただしがあり、保育 園園長経験者、幼稚園園長経験者および栄養士が訪問し、午前中に保育観 察や給食観察を行い、午後に園とのミーティングにおいて、それらの様子 の改善指導等を行っている との答弁がありました。